

自然環境整備支援事業補助金取扱要領

平成 17 年 9 月 1 日 17 環第 127 号生活環境部長通知

一部改正 平成19年6月29日自保第 73号
一部改正 平成20年4月14日自保第 17号
一部改正 平成21年2月25日自保第226号
一部改正 平成22年3月15日自保第218号
一部改正 平成27年4月 1日自保第 27号
一部改正 平成29年4月 1日自保第 22号
一部改正 平成30年2月26日自保第299号
最終改正 令和 3 年6月 1日自保第 3 号

(趣 旨)

第 1 この要領は、自然環境整備支援事業補助金交付要綱（平成 17 年 9 月 1 日付け 17 環第 127 号。以下「要綱」という。）第 17 の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 要綱第 2 第 1 号に規定する国立公園、国定公園において行われる別に定める施設の整備事業とは、それぞれ別紙 1、別紙 2 に定める事業をいい、要綱第 2 第 1 号に規定する自然環境整備計画及び環境保全施設整備計画に基づき実施する事業とする。

なお、別紙 1 の事業にあたっては、次の（1）及び（2）に掲げるいずれか又は両方の対策を講じることを目的とした施設の整備でなければならない。

- (1) 公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するもの
- (2) 訪日外国人の快適な公園利用に資するもの

2 要綱第 2 第 2 号に規定する県立公園において行われる別に定める施設の整備事業とは、別紙 3 に定める事業をいう。

(事業の実施に際しての留意事項)

第 3 補助事業者は、補助施設を整備する際には、以下のことに留意するものとする。

- (1) 施設は、安全な構造をもち、自然条件の変化に対し、十分な安全を有すること。又、工法にあっては、環境に優しい工法に配慮すること。
- (2) 施設の整備にあたっては、自然公園法をはじめ、関係法令の許可、認可等の見込み及び土地の使用見込みがあること。
- (3) 補助施設の数量、単価等の算出根拠を明確にし、根拠とした資料の整備を行うこと。
- (4) 設計の委託、工事の請負等を行う場合は、適正な手続きによる契約に基づい

て執行すること。

- (5) 補助施設は、関係法令に基づいた構造、性能を有するものを使用し、適正な施工方法によって施工すること。
- (6) 木材の使用にあたっては、可能な限り積極的に県産材を使用するよう配慮すること。
- (7) 登山道整備等の工事委託は交付対象事業とするが、交付対象外の事業と一括して発注する場合、厳に区別して行うものとし、その積算と成果を明確にすること。
- (8) 自然環境整備支援事業では、自然公園等整備事業運用細則（平成 15 年 7 月 1 日付け環自整発第 030701004 号）は適用されないため、同細則の規定（第 3 の 3 のア「内定通知をもって測試験業務に着手（契約）して差し支えないものとする。」）を根拠として、内示をもって測量試験等の業務に事前着手（契約）することはできないこと。

（軽微な変更）

- 第 4 要綱第 5 第 1 号及び第 9 第 2 号に規定する軽微な変更とは、補助金の交付決定を受けた後における経費の配分の変更であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費の相互間の流用
 - (2) 旅費、庁費の相互間の流用（ただし、食糧費の増額を除く。）
 - (3) 旅費及び庁費から、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費への流用
 - (4) 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費の補助金の交付決定を受けた経費の範囲内における増額及び減額
 - (5) 入札及び見積による契約額の確定に基づく減額

（事業費費目の内容及び算定方法）

- 第 5 補助金の事業費の区分及び各費目の内容は別表（施設整備）を適用する。
ただし、当該区分に係る実支出額が別表の算定基準による算定額より少ないときはその実支出額とする。なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。
- (1) 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事
 - (2) 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事
 - (3) 給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事
 - (4) 休憩所、公衆トイレ、炊事棟等の建物の新設、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事
 - (5) 駐車場、車道等広面積の舗装等を主体とする工事、展示工事等前各号以外の工事であって、別表に定める算定基準によることが、著しく不相当又は困難であると認められるもの

(事務処理)

第6 要綱第5第7号に規定する証拠書類は、次に掲げる関係書類及び帳簿等とする。

(1) 交付対象事業の施行に当たって請負契約等を締結したときは、次に掲げる関係書類

ア 予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書

イ 競争公告又は指名通知等の関係書類

ウ 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類

エ 契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）

(2) 事業費の経理に当たって、作成あるいは収受した事業費の支出関係書類（支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書）、長野県からの通知のほか、次に掲げる各帳簿等

ア 事業費歳入簿、歳出予算差引簿

イ 資材受払簿

ウ 工事日誌（請負工事であるときは、工事監督日誌とする。）

(交付決定前着手)

第7 要綱第6第1項に規定する交付決定前着手承認申請書は別記様式第13号によるものとする。

(交付申請)

第8 要綱第7第1項に規定する自然環境整備支援事業補助金交付申請書は別記様式第1号によるものとする。

(変更交付申請等)

第9 要綱第9に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 自然環境整備支援事業補助金変更交付申請書 別記様式第2号

(2) 自然環境整備支援事業中止（廃止）承認申請書 別記様式第3号

(3) 自然環境整備支援事業完了予定期日の変更について 別記様式第4号

(整備計画の変更等)

第10 整備計画の策定は県で行うものであるが、整備計画を変更する場合は、市町村は別途通知する必要な資料を提出するものとする。

(整備計画の事後評価)

第11 事業主体は、整備計画で定められた指標に対し、必要な調査等を行い県に報告するものとする。

又県は、整備計画期間の終了年度の翌年度に、整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するものとする。

2 前項に規定する書類は、別途指示するものとする

(契約及び遂行状況の報告)

第 12 要綱第 10 に規定する自然環境整備支援事業契約報告書は別記様式第 5 号によるものとする。

(実績報告)

第 13 要綱第 11 第 1 項に規定する自然環境整備支援事業実績報告書は別記様式第 6 号によるものとする。

(調査及び補助金の確定)

第 14 要綱第 12 に規定する復命書及びチェックリストは別記様式第 7 号によるものとする。

(交付請求)

第 15 要綱第 13 第 2 項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 補助事業者が補助金の精算払を受けようとするときは、自然環境整備支援事業補助金交付請求書(精算払)別記様式第 8 号-1 によるものとする。
- (2) 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、自然環境整備支援事業補助金交付請求書(概算払)別記様式第 8 号-2 によるものとする。

(財産処分等承認申請)

第 16 要綱第 14 第 1 項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 自然環境整備支援事業補助金により取得した施設に係る財産処分承認申請書別記様式第 9 号
- (2) 自然環境整備支援事業補助金により取得した施設に係る財産処分報告書別記様式第 10 号

(完了予定期日変更及び繰越報告)

第 17 要綱第 16 に規定する自然環境整備支援事業補助金完了予定期日変更及び繰越報告書は別記様式第 11 号によるものとする。

(補助金調書)

第 18 要綱第 5 第 7 号に規定する自然環境整備支援事業補助金調書は別記様式第 12 号によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月 1 日から施行する。

この要領は、平成19年7月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月14日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年2月26日から施行する。
この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別紙1（第2関係） 交付対象事業となる国立公園整備事業

- 1 国立公園において行われる次に掲げる施設の整備事業（国立公園事業（※1）に限る。）

ただし、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。
- (1) 道路（車道）

自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。
- (2) 道路（自転車道）

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
- (3) 道路（歩道）

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
- (4) 橋
河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
- (5) 広場
乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
- (6) 園地
公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
- (7) 避難小屋
公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。
- (8) 休憩所
公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。
- (9) 野営場
公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等）をいう。
- (10) 駐車場
公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。
- (11) 栈橋
公園利用者の用に供される旅客船に係留するために設けられる施設（栈橋、浮栈橋、岸壁、物揚場等）をいう。
- (12) 給水施設
公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。

(13) 排水施設

集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

(14) 公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

(15) 博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。

(16) 砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

(17) 防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。

(18) 植生復元施設

植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

(19) 自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。（自然再生の対象地を含む。）

(20) 上記（1）から（19）の施設に係る付帯施設（※2）

2 1に掲げる施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等

- ※1 環境大臣が決定する公園計画（例：車道、園地、歩道、駐車場等）に位置づけられ、環境大臣が公示する公園事業の決定を受けて、実施されるもの。
- ※2 付帯施設の範囲：国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（平成3年7月5日環自計第128号・環自国第385号環境庁自然保護局長）通知による。なお、要綱第2第3号の長距離自然歩道整備計画に基づく事業（中部北陸自然歩道の整備）における付帯施設とは原則として当該通知の「道路（歩道）」の付帯施設に準ずるものとする。

別紙 2（第 2 関係） 交付対象事業となる国定公園整備事業

- 1 国定公園において行われる次に掲げる施設の整備事業（国定公園事業（※ 1）に限る。）

ただし、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。
- (1) 道路（車道）

自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。
- (2) 道路（自転車道）

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
- (3) 道路（歩道）

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
- (4) 橋
河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
- (5) 広場
乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
- (6) 園地
公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
- (7) 避難小屋
公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。
- (8) 休憩所
公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。
- (9) 野営場
公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等）をいう。
- (10) 駐車場
公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。
- (11) 栈橋
公園利用者の用に供される旅客船に係留するために設けられる施設（栈橋、浮栈橋、岸壁、物揚場等）をいう。
- (12) 給水施設
公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、

- 給水管等)をいう。
- (13) 排水施設
集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。
- (14) 公衆便所
公園利用者の用に供される便所をいう。
- (15) 博物展示施設
主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。
- (16) 植生復元施設
植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。
- (17) 動物繁殖施設
公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。
- (18) 砂防施設
公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。
- (19) 防火施設
森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。
- (20) 自然再生施設
損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。
(自然再生の対象地を含む。)
- (21) 上記（１）から（20）の施設に係る付帯施設（※２）

2 1に掲げる施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等

- ※1 環境大臣が決定する公園計画（例：車道、園地、歩道、駐車場等）に位置づけられ、長野県知事が公示する公園事業の決定を受けて、実施されるもの。
- ※2 付帯施設の範囲：国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（平成3年7月5日環自計第128号・環自国第385号環境庁自然保護局長）通知による。
なお、要綱第2第3号の長距離自然歩道整備計画に基づく事業（中部北陸自然歩道の整備）における付帯施設とは原則として当該通知の「道路（歩道）」の付帯施設に準ずるものとする。

別紙3（第2関係） 交付対象事業となる県立公園整備事業

- 1 県立公園において行われる次に掲げる施設の整備事業（県立公園事業（※1）に限る。）

ただし、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。

 - (1) 道路（車道）

自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。
 - (2) 道路（自転車道）

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。
 - (3) 道路（歩道）

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。
 - (4) 橋
河川、湖沼等の水面、低地又は交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。
 - (5) 広場
乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
 - (6) 園地
公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。
 - (7) 避難小屋
公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。
 - (8) 休憩所
公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。
 - (9) 野営場
公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易宿泊施設等）をいう。
 - (10) 駐車場
公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。
 - (11) 栈橋
公園利用者の用に供される旅客船に係留するために設けられる施設（栈橋、浮栈橋、岸壁、物揚場等）をいう。
 - (12) 給水施設
公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、給水管等）をいう。

(13) 排水施設

集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。

(14) 公衆便所

公園利用者の用に供される便所をいう。

(15) 博物展示施設

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。

(16) 植生復元施設

植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。

(17) 動物繁殖施設

公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。

(18) 砂防施設

公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。

(19) 防火施設

森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。

(20) 自然再生施設

損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。

（自然再生の対象地を含む。）

(21) 上記（1）から（20）の施設に係る付帯施設（※2）

2 1 に掲げる施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等

※1 知事が決定する公園計画（例：車道、園地、歩道、駐車場等）に位置づけられ、公示する公園事業の決定を受けて、実施されるもの。

※2 付帯施設の範囲：国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（平成3年7月5日環自計第128号・環自国第385号環境庁自然保護局長）通知による。なお、要綱第2第3号の長距離自然歩道整備計画に基づく事業（中部北陸自然歩道の整備）における付帯施設とは原則として当該通知の「道路（歩道）」の付帯施設に準ずるものとする。